

住民税の課税標準額及び市民税調整控除額の確認方法

住民税の課税標準額及び市民税調整控除額は、下記いずれかの書類により確認することができます。

- | | | |
|------------|----------------|---------------------|
| 1. 市民税・県民税 | 特別徴収税額決定通知書 | ⇒ 会社などにお勤めの方 |
| 2. 市民税・県民税 | 課税（非課税）証明書 | ⇒ 市役所、行政センター、役所屋で発行 |
| 3. 市民税・県民税 | 納税通知書（税額決定通知書） | ⇒ 自営業、普通徴収の方 |

1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書(納税義務者用)									
所 得	給与収入		主たる給与	副業所得	利配当	給付金	譲渡所得	雑所得	
	給与所得		以外の合算						
	その他の所得計		所得区分						
			総所得金額①						
課 税 標 準	総所得③		山林所得						
	分離短期譲渡								
	分離長期譲渡								
	株式等の譲渡								
	上場株式等の配当等								
	先物取引								
市 税	税額控除額⑤		所得割額⑥						
	均等割額⑦								
	税額控除額④								
	税額控除額⑤								
									納
									6月分
									7月分
									8月分
									9月分
									10月分
									11月分

所 得 控 除	雑損		障・寡・勤						
	医療費		配偶者						
	社会保険料		配偶者特別						
	小規模企業共済		扶養						
	生命保険料		基礎						
	地震保険料		所得控除合計②						
(摘要)									
調整控除 市民税 ○○円									

「課税標準額 × 6% - 市民税調整控除の額」で算出した金額が 51,200 円未満

2. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書

令和〇年度 市県民税課税・非課税（所得）証明書

サンプル

賦課期日住所	
氏 名	生 年 月 日

〇年中の所得の内容		円	
給 与 収 入 金 額			
公 的 年 金 等 収 入 金 額			
所 得 の 種 類	・ ・ ・ ・ ・		
	・ ・ ・ ・ ・		
	・ ・ ・ ・ ・		
所 得 の 合 計 金 額			

所得控除額の内訳		円	
雑 損 控 除		特 別 障 害 者	
医 療 費 控 除		普 通 障 害 者	
社 会 保 険 料 控 除		本 人 該 当 事 項	* * * * *
小規模企業共済等掛金控除			寡 婦（寡 夫）
生 命 保 険 料 控 除			特 定 寡 婦
地 震 保 険 料 控 除		勤 労 学 生	
配 偶 者 控 除		* * * * *	
配 偶 者 特 別 控 除		基 礎 控 除	
扶 養 控 除		所 得 控 除 額 の 合 計	
人数内訳 一般 ○人 同居老人 ○人 16歳未満 ○人 同居特障 ○人		特定 ○人 別居老人 ○人 普通障害 ○人 別居特障 ○人	

令和〇年度課税標準額		円	
総 所 得 金 額			
そ の 他 の 課 税 標 準 額 の 合 計			

市調整控除	円
割	
割	

「課税標準額×6%－市民税調整控除の額」で算出した金額が
51,200円未満

裏面あり

3. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書）

所得金額、所得控除明細及び税額

所得金額（円）			
所得	事業所得	営業所得	
	不動産所得	配当所得	
	雑所得	公的年金等所得	
	雑所得	業務・その他所得	
	譲渡所得	一時所得	
	合計		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	山林所得		
	一般株式等の譲渡所得		
分離所得	上場株式等の譲渡所得		
	上場株式等の配当等所得		

所得控除額（円）

雑損	
医療費	
社会保険料	
小規模企業共済	
生命保険料	
地震保険料	
障害者	
寡婦・ひとり親・（寡夫）	
勤労学生	
一般	人
扶養	人
人数	人
内訳	人
16歳未満	人
扶養控除	
基礎	
合計	

3 ページ目に記載されています

課税標準額（円）

①税額控除前所得割	
②税額控除等（7 頁）	
所得割 ① - ②	
平均	
③税額控除前所得割	
④税額控除等（7 頁）	
所得割 ③ - ④	
平均	
森林環境税	

提出書類として使用の場合は、1、3 及び 7 ページ目をコピーしてください。

市民税・県民税
所得控除額が異

「課税標準額 × 6 % - 市民税調整控除の額」で算出した金額が 51,200 円未満

繰越控除、税額控除の明細及び充当又は委託納付に係る事項

繰越控除	変更前（円）	（円）
総所得		
雑損		
山林		
短期・長期譲渡		
株式等		
先物取引		
上場株式等の配当等		

充当又は委託納付に係る事項	変更前（円）	（円）
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 * 1		
給与からの特別徴収税額に充当又は委託納付する金額 * 2		
普通徴収税額に充当又は委託納付する金額 * 3		

* 1 所得割から控除しきれなかった分です。

* 2 9 頁下段の充当又は委託納付済額の合計です。

* 3 9 頁上段の納付（充当又は委託納付）済額に含まれます。

7 ページ目に記載されています

税額控除等	変更前（円）	（円）
調整控除		
所得割調整		
配当控除		
住宅借入金		
寄附金		
外国税額		
定額減税額		
譲渡・配当割額		
合計		
調整控除		
所得割調整		
配当控除		
住宅借入金		
寄附金		
外国税額		
定額減税額		
譲渡・配当割額		
合計		

★確認時の注意事項

- ・ 同一世帯全員の「課税標準額 × 6 % - 市民税調整控除の額」で算出した金額を合算し、51,200 円を下回る世帯が対象となります。ただし、税法上の扶養親族及び配偶者控除対象者については計算に含みません。（配偶者特別控除対象者の方は含みます。）